



# 令和4年度 京都府の最低賃金一覧表



最低賃金制度のマスコット  
チェックマン

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

京都労働局 労働基準部 賃金室

<b>京都府最低賃金</b>	<b>時間額（発効日）</b> <b>968円</b> （令和4年10月9日発効）	<b>京都府最低賃金（地域別最低賃金）は、京都府内のすべての使用者および労働者に適用されます。</b> <b>パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態の別なく適用されます。</b>
----------------	---	---

次の特定(産業別)最低賃金は、当該産業(日本標準産業分類による)の「基幹的労働者」(適用除外の労働者を除く労働者)に適用されます。

特定(産業別)最低賃金の件名	日本標準産業分類	時間額(発効日)	適用除外の労働者(京都府最低賃金が適用されず)
<b>電気機械器具製造業</b> 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	E28、E29、E30 L7282(一部除く)	<b>986円</b> (令和5年1月27日発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳未満又は65歳以上の者</li> <li>・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</li> <li>下記業務に主として従事する者</li> <li>・清掃、片付け又は賄いの業務</li> <li>・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務</li> <li>・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務</li> <li>・塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務</li> <li>・書類等の事業場内集配又は複写の業務</li> </ul>
<b>輸送用機械器具製造業</b> 輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業 輸送用機械器具製造業は自動車・同部品製造業を除く、建設機械・鉱山機械製造業は建設用ショベルトラック製造業に限る	E310、E311 E312、E313 E314、E315 E319 (E3191を除く) E2621(一部除く) L7282(一部除く)	<b>993円</b> (令和5年1月27日発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳未満又は65歳以上の者</li> <li>・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</li> <li>下記業務に主として従事する者</li> <li>・清掃、片付け又は賄いの業務</li> <li>・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務</li> <li>・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務</li> <li>・塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務</li> <li>・手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う簡易なさび止め、さび落とし又は塗装の業務</li> <li>・書類等の事業場内集配又は複写の業務</li> </ul>
<b>金属製品製造業</b> 金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業(粉末や金製品製造業を除く)	E240 E245 (E2453を除く) E248 L7282(一部除く)	<b>968円</b>	京都府最低賃金を上回っていないことから、令和4年10月9日から京都府最低賃金時間額 968円が適用されます。
<b>はん用・生産用・業務用機械器具製造業</b> ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、繊維機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業(建設用クレーン製造業に限る)	E250、E252、E253 E2596、E260 E2621(一部除く) E263、E264、E265 E266、E267 E2693、E2699 E270、E271、E272 L7282(一部除く)		
<b>各種商品小売業</b> 衣食住にわたる商品を一括して一事業場で小売りする事業所	I56 L7282(一部除く)		
<b>自動車(新車)小売業</b> 自動車(新車)小売業のうち、自動車メーカー(販売子会社及び日本法人を含む)と新車販売契約を結んでいるディーラー	I590 I5911(一部除く) L7282(一部除く)		

令和4年12月28日

発効日当日の賃金から、上記の最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。支払賃金を最低賃金と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与等は除外します。

【最低賃金に関する特設サイト 必ずチェック 最低賃金 使用者も労働者も。】 <https://pc.saiteichingin.info/>  
当該リーフレットのPDFデータは、京都労働局ホームページに掲載していますので、ご活用下さい。

お問合せ: 京都労働局労働基準部賃金室 (電話: 075-241-3215 FAX: 075-241-3219) 又は最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。  
京都上労働基準監督署 TEL 075-462-5112 京都下労働基準監督署 TEL 075-254-3196 京都南労働基準監督署 TEL 075-601-8322  
福知山労働基準監督署 TEL 0773-22-2181 舞鶴労働基準監督署 TEL 0773-75-0680 丹後労働基準監督署 TEL 0772-62-1214  
園部労働基準監督署 TEL 0771-62-0567